

# セミナー参加報告

(令和元年 12 月 15 日)

市議会議員 松 崎 正 和

|             |  |
|-------------|--|
| 主 催         | (株)地方議会総合研究所                               |
| 日 時         | 10月16日(水) 10時～17時                          |
| 場 所         | (東京) アットビジネスセンター池袋駅前別館                     |
| テーマ         | 『効果的な予算・決算の審議手法を考える』<br>『議会の調査権を効果的に活用する』  |
| 対応者<br>(講師) | 廣 瀬 和 彦<br>(株)地方議会総合研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事 |
| 概 要         |  |

## ◆効果的な予算・決算の審議手法を考える

### 予 算

#### 1. 提出時期

☆地方自治法 211 条

①普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市にあつては 30 日、その他の市及び町村にあつては 20 日までに当該予算を**議会に提出するよう**にしなければならない。

②普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

#### 2. 提出資料

☆地方自治法 211 条・施行令 144 条

- ・歳入歳出事項別明細書 ・給与費明細書 ・継続費の事業進行状況等調書
- ・債務負担行為の調書 ・地方債の残高等の調書 ・その他予算の内容を明らかにするための必要な書類

※議会は長に対し予算編成過程の資料を要求することはできない

### 3. 審議手法

#### (1) 議決権

##### 【法 112 条】

- ・普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算についてはこの限りではない。

##### 【法 96 条】

- ・普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

##### 【法 97 条】

- ・議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

#### (2) 予算に対する再議

##### 再議の種類

- ① 予算の議決について意義があるときは 10 日以内に理由を示して再議（法 176 条 1 項）
- ② 予算の議決がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときに再議（法 176 条 4 項）
- ③ 法令により負担する経費等を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入を示し再議（法 177 条 1 項）
- ④ 非常の災害による応急経費等を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入を示し再議（法 176 条 1 項 2 号）

##### 再議後の取扱い

- ① 出席議員の 3 分の 2 以上の議決で確定
- ② 議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは審査請求・出訴が可能
- ③ 再度削除又は減額した場合、原案執行が可能（法 177 条 2 項）
- ④ 再度削除又は減額した場合、不信任決議とみなすことが可能（法 17 条 3 項）

#### (3) 審議の方法

- ① 本会議で審議する方法
- ② 予算特別委員会に付託し、各常任委員会を分科会として設置し審査する方法
- ③ 予算常任委員会に付託し、核常任委員会を分科会として設置し審査する方法
- ④ 常任委員会に分割付託し審査する方法

## ☆行政実例—昭和29年9月3日

予算は不可分であって、委員会としての最終的審査は1つの委員会において行うべく、2以上の委員会で分割審査すべきものではない。

↓

議案一体の原則から導出

### (4) 予算委員会と正副議長の取扱い

地方自治法上、委員会に議長・副議長が就任することを禁止する明文なし、また標準委員会条例でも禁止規定なし

↓

しかし、議長・副議長は中立・公平の立場で議事運営を円滑につかさどることが求められていることから、委員として案件に対し、可否を表明することは中立公平を害する恐れあり

## 決 算

### 1. 決算の意義と役割

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

3 決算を認定すること。(地方自治法96条1項3号)

「意義」

地方公共団体の一会計年度における歳入歳出予算の執行の確定した実績を示す計算所

(自治令166条1項)

普通公共団体の決算は、歳入歳出予算についてこれを調整しなければならない。

「役割」

議会が執行機関による予算の執行状況を事務的に監視するとともに、翌年度以降の予算案に関する審議を行うための参考となる情報や判断材料を得る

### 2. 決算提出時期及び決算認定の留意点

普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて、次の通常予算を審議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

## ☆決算認定の考え方

決算の認定とは、議会が決算の内容を審査し、予算の執行が適法且つ適正に行われたことを、地方公共団体の意思として確認する行為。

[効果]

執行機関に対して、過去における予算執行に関する政治的・道義的な責任を解除するにとどまり、法令に違反する経費の支出等の違法性を阻却し、法的な責任を解除するものではない。

[不認定]

地方公共団体の意思としての収支の確定がなかったこととなる。しかし、決算の効力に影響はない。

## ☆決算議案に添付すべき書類

地方自治法 233条・自治令 166条

- ・歳入歳出決算事項別明細書
- ・実質収支に関する調書
- ・財産に関する調書
- ・決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類

## ◆議会の調査権を効果的に活用する

### 1. 委員会の所管事務調査とは

#### (1) 所管事務調査の意義と根拠条例

常任委員会又は議会運営委員会が所管する事務に対して有する固有の調査権限をい、議会からの当該委員会へ調査権限委託の議決を有することなく、当該委員会自らが能動的・自主的に行い調査のこと。

#### 根拠条例【法 109条 2項・3項】

2項 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

3項 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

## (2) 所管事務調査の範囲

### ① 常任委員会

委員会条例 2 条 2 項で規定した事項

『常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。』

### ② 議会運営委員会

地方自治法 1 0 9 条 3 項に規定された事項

- ・ 議会の運営に関する事項
- ・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ・ 議長の諮問に関する事項

## (3) 所管事務調査の目的

○ 常任委員会の事務の調査 (行政実例 昭和 22. 8. 18)

問 第 1 0 9 条 第 4 項 (現行法では第 2 項) に定められている常任委員会の「事務に関する調査」とは、議案、陳情等を審査するための事務の調査で、一般的な事務の調査権を認めたものではないと解し、従って同条第 6 項の規定により特に議決がない場合は、議会閉会中は議案の審査は勿論事務の調査をもなし得ないものと解するがどうか。

答 第 1 0 9 条 第 4 項 (現行法では第 2 項) の調査は、条例案その他の議案の立案のための調査で、同条第 6 項の審査には、第 4 項 (現行法では第 2 項) の調査を含む。但し、第 6 項の場合においては、議会の議決がないときは、お見込みのとおり。

## (4) 所管事務調査権の手続き

(会議規則規定—市議会会議規則 1 0 5 条)

○ 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

○ 議会運営委員会が法第 1 0 9 条 第 3 項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

## (5) 所管事務調査を行える期間

- ・ 議会開会中 (定例会・臨時会) のみ

(閉会中)

- ・ 所管事務調査に係る調査の内、議会の議決により付議された調査事件についてのみ調査可能
- ・ 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中もおお、これを審査することができる。

以 上